

YAO アドプト・ に関する覚書

名称

_____ (以下「甲」と言う。)と 八尾市長 (以下「乙」と言う。)は相互に協力し、YAO アドプト環境美化活動 (以下「アドプト活動」と言う。)について、以下の通り「覚書」を締結します。

(目的)

第1条 この覚書は「甲」と「乙」が協力し、公園、道路、水路・河川の清掃、緑化等のボランティア活動を行うことにより、まちの美化意識の向上と市民・各種団体・NPO・企業・行政による協働のまちづくりを推進していくため、必要な事項を定めることを目的とします。

(実施区間等)

第2条 「甲」は、次の区間の「アドプト活動」を行います。(別紙図参照)

施 設 名

実施区間等

(役割分担)

第3条 「甲」「乙」の役割分担は、次の通りとします。

1. 「甲」は概ね、月1回程度の「アドプト活動」を行います。
2. 「乙」は、「甲」が回収したゴミを必要に応じて処理します。
3. 「乙」は、清掃活動にかかる用品・用具及び花苗等を支給若しくは貸与します。
4. 「乙」は、「甲」と協議を行い、実施区間及び「アドプト活動」を行う個人名、団体名等を表示したサインボードを設置します。
5. 「乙」は、事故に備えた保険に加入します。
6. 「甲」「乙」協議して「アドプト活動」の詳細及びその他の取り決め (以下「実施マニュアル」という。)を定めます。

(交通安全等の確保)

第4条 「甲」は「アドプト活動」中、歩行者、車両等の通行障害にならないように注意するとともに、十分な安全確保策を講じます。

2. 「アドプト活動」における第三者との紛議については、「甲」において対応します。

(覚書の変更及び解除)

第5条 「甲」または「乙」において覚書等を変更する必要がある場合、協議を行います。

2. 「甲」が覚書の解除を申し出たとき、または「甲」が次の各号に該当すると判断されるときは覚書を解除します。

- (1) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- (2) 「アドプト活動」の主旨に反する行為（販売行為、アドプト活動以外の勧誘行為）があったと認められるとき。
- (3) その他、「甲」の「アドプト活動」が適当でないと判断されるとき。

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項、または疑義が生じた場合、「甲」「乙」協議して定めます。

覚書の証として本書を2通作成し、それぞれが記名押印し保有します。

年 月 日

(甲) 名 称 _____
代表者 _____
住 所 _____
(または所在地) _____
氏 名 _____ (印)
(または名称)

(乙) 住 所 八尾市本町一丁目1番1号
氏 名 八尾市長 (印)